

公 示

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

平成26年1月27日付けにて公示した「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり一部改正したので公示する。

令和4年7月1日

関東運輸局長 小瀬 達之

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和4年7月1日 一部改正）
本公示は、令和4年7月1日から適用する。

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 原 喜 信</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成28年4月11日一部改正） 本公示は、平成28年4月11日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年11月4日一部改正） 本公示は、平成28年11月4日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月30日一部改正） 本公示は、平成29年3月30日から適用する。</p> <p>附 則（平成31年4月11日一部改正） 本公示は、平成31年4月11日から適用する。</p> <p>附 則（令和2年4月1日一部改正） 本公示は、令和2年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則（令和4年7月1日一部改正）</u> <u>本公示は、令和4年7月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 原 喜 信</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成28年4月11日一部改正） 本公示は、平成28年4月11日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年11月4日一部改正） 本公示は、平成28年11月4日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月30日一部改正） 本公示は、平成29年3月30日から適用する。</p> <p>附 則（平成31年4月11日一部改正） 本公示は、平成31年4月11日から適用する。</p> <p>附 則（令和2年4月1日一部改正） 本公示は、令和2年4月1日から適用する。</p>

改正

(別添)

準特定地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合(減休車率)

都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東 京	特別区・武三	16.98
	北多摩	13.20
	南多摩	7.80
	西多摩	12.55
神奈川	京 浜	9.90
	県 央	10.84
	湘 南	9.32
	小 田 原	12.82
千 葉	京 葉	10.57
	東 葛	11.39
	千 葉	10.96
	市 原	12.69
埼 玉	県 南 中 央	9.04
	県 南 東 部	0.00
	県 南 西 部	9.91
	県 北	15.90
群馬・埼玉	中・西毛	0.58
群 馬	東 毛	3.55
茨 城	県 北	9.92
	水 戸 県 央	10.40
	県 南	12.07
	県 西	14.04
栃 木	宇 都 宮	8.84
	県 南	15.44
	塩 那	11.88
山 梨	甲 府	16.07

現行

(別添)

準特定地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合(減休車率)

都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東 京	特別区・武三	16.98
	北多摩	13.20
	新 設	
	西多摩	12.55
神奈川	京 浜	9.90
	県 央	10.84
	湘 南	9.32
	小 田 原	12.82
千 葉	京 葉	10.57
	東 葛	11.39
	千 葉	10.96
	市 原	12.69
埼 玉	県 南 中 央	9.04
	新 設	
	県 南 西 部	9.91
	県 北	15.90
	新 設	
	新 設	
茨 城	県 北	9.92
	水 戸 県 央	10.40
	県 南	12.07
	県 西	14.04
栃 木	宇 都 宮	8.84
	県 南	15.44
	塩 那	11.88
山 梨	甲 府	16.07